

船舶事故調査報告書

平成29年6月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成28年8月21日 10時05分ごろ
発生場所	滋賀県大津市松の浦水泳場南東方沖（琵琶湖西部） <small>しもやまかみ</small> 下山神三等三角点から真方位080°1,100m付近 （概位 北緯35°11.9′ 東経135°56.1′）
事故の概要	水上オートバイ <small>ワイエーエム エスエイチオー</small> YAM SHO クルーズーは、遊走中、漂泊中の浮体に接触し、浮体の搭乗者2人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ YAM SHO クルーズー、0.2トン 250-56507大阪、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、154.50kW、平成25年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年8月30日 免許証交付日 平成25年8月30日 （平成30年8月29日まで有効） 搭乗者A 男性 33歳 搭乗者B 男性 39歳
死傷者等	重傷 2人（搭乗者A及び搭乗者B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者」という。）を後部座席に寄せ、搭乗者A及び搭乗者Bを乗せた浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのえい航索を使用してえい航しながら松の浦水泳場を発進し、同水泳場南東方沖で遊走した。 船長は、搭乗者A及び搭乗者Bにえい航する速度が速くないかを確認しようと、同乗者にえい航索を外してもらい、本件浮体に接近した。

	<p>船長は、搭乗者A及び搭乗者Bと会話をした後、搭乗者A及び搭乗者Bを休憩させることとし、本件浮体を漂泊させたまま、本船のみで遊走を始めた。</p> <p>本船は、船長が、約40km/hの速力で約30秒～1分間スラローム（蛇行）及び旋回を行っていたところ、平成28年8月21日10時05分ごろ、船首方至近に本件浮体を認め、スロットルレバーを放したものの、本件浮体に接触して乗り切った。</p> <p>船長は、搭乗者Aの意識がなかったので、110番及び119番へ通報し、その場で待機した。</p> <p>本船は、警察の警備艇が到着した後、本件浮体を横抱きにして松の浦水泳場東方の湖岸に向かった。</p> <p>搭乗者A及び搭乗者Bは、救急車で病院に搬送され、搭乗者Aが開放性右側頭骨陥没骨折等、搭乗者Bが頭部打撲後健忘（一過性）等とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長、同乗者、搭乗者A及び搭乗者Bは、会社の同僚であり、本事故当日、会社のレクリエーションにより、松の浦水泳場に来ていた。</p> <p>船長は、本船を操縦した経験が約25回あった。</p> <p>船長は、本件浮体から離れたところで遊走を始めたので、本件浮体に接近することはないものと思い、スラローム及び旋回を行っていた。</p> <p>搭乗者A及び搭乗者Bは、本船が本件浮体を乗り切った際、落水しなかった。</p> <p>搭乗者A及び搭乗者Bは、本事故後、記憶を一部喪失し、本事故当時の状況を思い出せなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、松の浦水泳場南東方沖において遊走中、船長が、スラローム及び旋回を行うことに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中の本件浮体に接近していることに気付くのが遅れ、スロットルレバーを放したものの、本件浮体に接触して搭乗者A及び搭乗者Bが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件浮体から離れたところで遊走を始めたので、本件浮体に接近することはないものと思い、スラローム及び旋回を行うことに注意を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、松の浦水泳場南東方沖において遊走中、船長が、スラローム及び旋回を行うことに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、漂泊中の本件浮体に接近していることに</p>

	気付くのが遅れ、スロットルレバーを放したものの、本件浮体に接触したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 水上オートバイでスラロームや旋回を行う場合は、周囲に障害物等が存在しない水域で行うこと。・ マリンレジャーを行う際は、必要な保護用具を装着することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用